

# 令和2年度 五泉市寺子屋事業の概要

五泉市寺子屋事業運営委員会

## 【1】目的

- (1) 豊かな体験活動の実践による、自他を大切にしよう人間関係の醸成
- (2) 自学自習の生活習慣を形成することによる、基礎学力の向上

## 【2】事業概要

市内全小学校区(9 校区)に寺子屋を設置し、参加を希望する小学生(全学年)に対して、宿題・自主学習・体験活動などの支援をする。

- (1) 教室名・学習会場・定員・実施曜日(期間)

※実施期間等については、新型コロナウイルスの感染状況の影響により変更になる場合があります。

| NO | 教室名   | 学習会場               | 定員 | 実施曜日(期間)         |
|----|-------|--------------------|----|------------------|
| 1  | 五泉教室  | 五泉小学校(図工室・特別活動室)   | 60 | 月・水・金(5/8～翌3/12) |
| 2  | 五泉南教室 | 五泉南小学校(多目的室1・2)    | 50 | 火・木・金(5/7～翌3/12) |
| 3  | 五泉東教室 | 五泉東小学校(生活科ルーム)     | 35 | 月・水・金(5/8～翌3/12) |
| 4  | 川東教室  | 川東小学校(図書室・家庭科室)    | 40 | 月・水・金(5/8～翌3/12) |
| 5  | 巢本教室  | 巢本小学校(理科室)         | 30 | 火・木・金(5/7～翌3/12) |
| 6  | 橋田教室  | 橋田公民館              | 30 | 月・水・金(5/8～翌3/12) |
| 7  | 大蒲原教室 | 大蒲原小学校(ランチルーム)     | 45 | 火・木・金(5/7～翌3/12) |
| 8  | 村松教室  | 村松小学校(第1・2音楽室 図工室) | 60 | 月・水・金(5/8～翌3/12) |
| 9  | 愛宕教室  | 愛宕小学校(相談室 特別教室1)   | 50 | 火・木・金(5/7～翌3/12) |

計 400 名

※学校の空き教室等を使用する。

※申込者が定員を上回った場合は、低学年を優先に受け入れる。

※祝祭日・学校の休業日を除く平日に実施する。

- (2) 実施回数 1教室あたり 99回～108回／年

- (3) 開設時間 放課後～18:00

【3】主な活動 宿題・ドリル学習⇒おやつ・休憩⇒自主学習または集団での遊び等

【4】指導方法

- (1) 個人の能力に合わせた指導により、学習意欲を引き出す。
- (2) 生涯学習指導者等の力を活用し、児童の参加意欲を高める。

【5】対象児童

- (1) 五泉市内在住の小学生から公募する。
- (2) スポーツ安全保険に加入する。

※寺子屋事業中及び寺子屋から帰宅するまでの事故についてはスポーツ安全保険を適用する。

【6】参加費等

- (1) 参加費(おやつ代・体験活動費等)として月額 1,500 円を徴収する(一括または分割払い 2 回)。
- (2) 教材費 2,728 円・スポーツ安全保険料 1,450 円は初回に徴収する。

※入級者決定日の 4/16(木)以降の入級キャンセルは、教材費・保険料を徴収する。

【7】寺子屋指導者

- (1) 五泉市内在住の退職教員を充てる。
- (2) 寺子屋指導者が不足の場合は、この事業の目的に賛同する教員免許保有者、教員を志す大学生及び高校生、または地域の有志を充てる。
- (3) 概ね児童 7 名に対し 1 名の指導者を割り当てる。
- (4) 保険(スポーツ安全保険 1 人あたり 64 歳以下 1,850 円 65 歳以上 1,200 円)は市が負担する。
- (5) 年 2 回の指導者研修会を行い、学習指導力及び生活指導力の向上を図る。

【8】その他

- (1) 児童の帰宅については、保護者が会場まで迎えに来ること。
- (2) 児童の欠席については、連絡を徹底すること。
- (3) その他、指導上必要な事項は運営委員会で協議する。

〈付記〉 五泉市寺子屋事業運営委員会

この運営委員会は、当事業の目的に賛同する学識経験者等で組織され、目的を達成するために事業の実施計画及び運営を行う。

- ・校長会代表(1 名) ・指導主事(1 名) ・学識経験者(2 名)
- ・社会教育委員代表(1 名) ・青少年指導員幹事会(1 名)
- ・実施校 PTA 代表(9 名)

計 15 名